

議案第84号
令和4年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

資料3 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について

1 目的

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、真に生活に困っている方々への支援措置強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行うことが盛り込まれ、これに従い、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

令和3年度分の住民税非課税世帯等に対して給付を行っていますが、新たに令和4年度分の住民税について非課税となった世帯に対しても給付を行うものです。

2 事業概要

(1) 対象となる世帯及び世帯数

①基準日（令和4年6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（令和3年度分の住民税非課税世帯等給付金受給済の世帯や住民税が課税されている者の扶養親族等である場合を除く）

世帯数（想定）5,400世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯（家計急変世帯）

世帯数（想定）100世帯

(2) 給付額 1世帯当たり10万円

(3) 支給実施自治体

①住民税非課税世帯については、基準日（令和4年6月1日）時点で住民基本台帳に記載されている市町村

②家計急変世帯については、申請時点の住所地市町村（受付期限令和4年10月末予定）

ただし、DV避難者、虐待等による措置入所者で居住地に住民票を移していない場合は居住地の市町村、身体障害者福祉法や老人福祉法による措置入所者で居住地に住民票を移していない場合は措置を行った市町村において給付対象となります。

(4) 申請方法

①住民税非課税世帯については市から確認書を郵送し、確認書の返送により受付（原則、郵便での申請）

②家計急変世帯については本人からの申し出により申請書類を送付、郵送または窓口で受付

(5) 支給方法

申請者の指定する金融機関の口座に支給額を振り込みます。

①住民税非課税世帯の場合は、送付する確認書にあらかじめ特別定額給付金の口座を印字し、その口座に振り込みます。

(6) 周知方法

HP 及び市広報誌（7月、8月号）に掲載

せいかつ応援センター、公共施設相談窓口等にチラシを設置

3 事業費及び事務費

(1) 事業費 550,000 千円

(2) 事務費 38,743 千円

(3) 総事業費 588,743 千円

4 財 源

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金（国庫補助率 10/10）